

鳥獣被害対策実施隊員募集のお知らせ

町では有害鳥獣からの人畜及び農林水産物への被害を防ぐため、鳥獣捕獲体制の中心的役割を担う鳥獣被害対策実施隊員を募集します。応募方法及び制度の詳細等については農林課農業林業グループまでお問い合わせください。

●募集期間（一次締切）

令和3年2月1日(月)～令和3年2月26日(金)
※一次締切後も随時受付しておりますのでご連絡ください。

●採用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

●勤務先

町内(町からの要請次第)

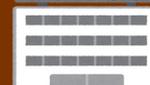
●要件

「第一種銃猟免許及び銃所持許可証」又は「わな猟免許証」を保有している者

■お問い合わせ 農林課農業林業グループ

『法定相続情報証明制度』の利用範囲が拡大されました！

法務局



相続登記や被相続人名義の預金の払い戻し等の各種相続手続きで、戸籍謄本等の書類の束を何度も出し直す手間を省略できるため、多くの方にご利用いただいている『法定相続情報証明制度』が、今般、被相続人の死亡に伴う各種年金手続にも利用できるようになりました。

手数料は無料ですので、ぜひご利用ください。

詳しくはパソコン等から『法定相続情報証明制度』で検索するか、スマートフォンなどで次のQRコードを読み取り、法務局ホームページを確認してください。



法定相続情報証明制度



後期高齢者医療制度のお知らせ ～高額介護合算療養費について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続には市区町村窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計基準額
3 割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
1 割	一 般		56万円
	住 民 税 非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、住民課 戸籍保険グループ までお申し出ください。